

社会福祉法人みつなみ会

指定居宅介護支援事業所みどりの森 重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1170500035号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みつなみ会
- (2) 法人所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸1780-1
- (3) 電話番号 0480-34-8881
- (4) 代表者氏名 理事長 並木 恭之
- (5) 設立年月 平成5年9月1日

2. 事業者の概要

(1) 事業所の種類等

- ・事業所の種類 居宅介護支援事業所
- ・事業の目的
利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- ・事業所の名称 指定居宅介護支援事業所みどりの森
平成11年9月1日指定 埼玉県117050035号
- ・事業所の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸1780-1
- ・電話番号 0480-34-8931
- ・事業所長（管理者）の氏名 関根 仁
- ・当事業所の運営方針
ア 利用者の意思及び人格の尊重
イ 中立公正な事業の運営
- ・開設年月 平成12年4月1日

(2) 事業実施地域及び営業時間

- ・通常の事業の実施地域 埼玉県南埼玉郡宮代町全域
- ・営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝祭日、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	9:00~18:00

(3) 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	配置人員	基準人員
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護支援専門員	2名	1名以上

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

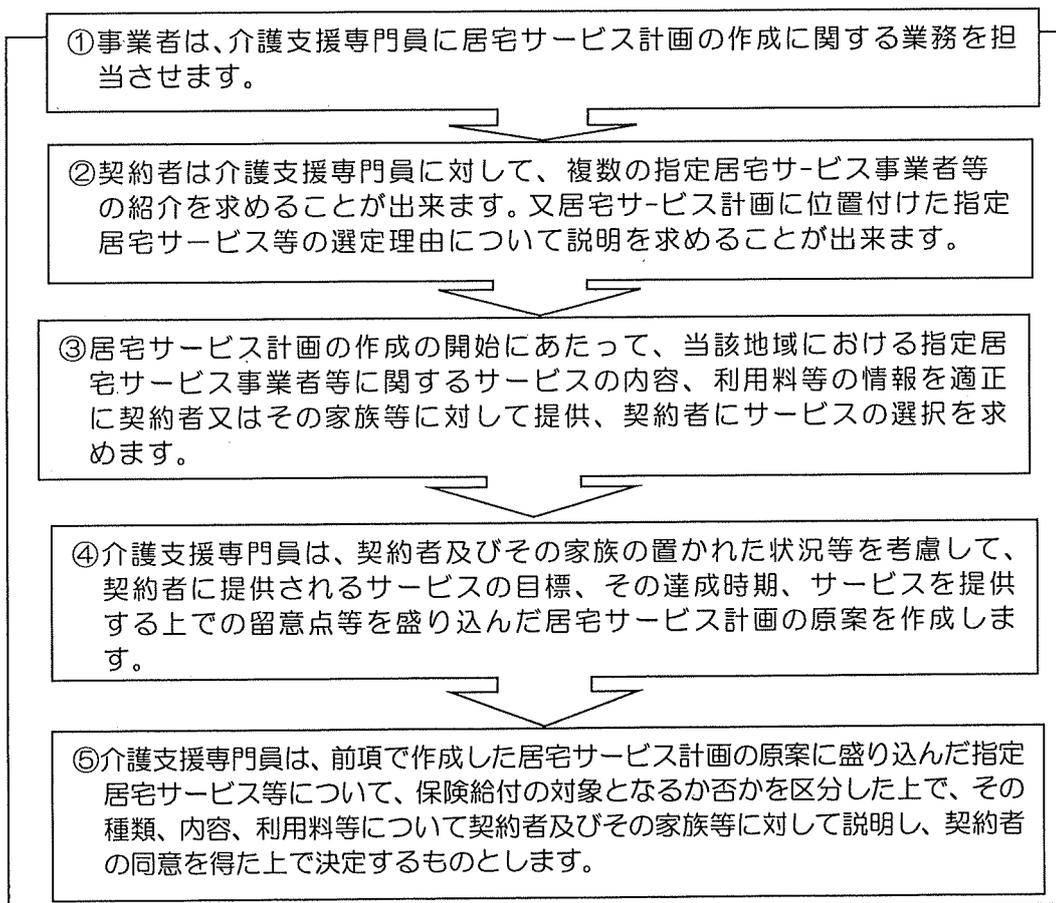
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【居宅サービス計画の作成の流れ】



◇介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

◇ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

◇居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

◇ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

◇ご契約者の了解のもと、必要に応じ医療機関との連絡調整を行います。

利用者が医療機関等に入院された場合は担当介護支援専門員に連絡を頂くと共に、入院された医療機関にも、事業所名および担当介護支援専門員の氏名、連絡先を伝えて頂きますようお願いいたします。

③ 居宅サービス計画の変更

◇ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

◇ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいただき事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の各所の窓口を提供しますと、金額払い戻しを受けることができます

(1) 介護保険が適用される利用料 (令和6年4月より実施)

(地域区分・6級地 1単位あたり 10.42円も含む)

居宅介護支援費(I) <取り扱い件数が45件未満の場合>

要介護度	要介護1・2	要介護3・4・5
サービス利用料金	11,316円/月	14,702円/月

居宅介護支援費(Ⅱ) <取り扱い件数が45件以上60件未満の場合>

要介護度	要介護1・2	要介護3・4・5
サービス利用料金	5,668 円/月	7,335 円/月

(45件以上 60件未満の部分のみ適用)

※45件未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用

居宅介護支援費(Ⅲ) <取り扱い件数が60件以上の場合>

要介護度	要介護1・2	要介護3・4・5
サービス利用料金	3,396 円/月	4,397 円/月

(60件以上の部分のみ適用)

※45件未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用

※45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費(Ⅱ)を適用

<特定事業所集中減算> (訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与)

○正当な理由なく、事業所において前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等(上記のサービス)の提供件数のうち、同一の訪問サービス等に係る事業所によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、上記金額より2,084円を減額することとなります。

評価加算 ※該当のみ算定

初回加算	⇒ 3,126 円/月 対象月のみ
入院時情報連携加算(Ⅰ)	⇒ 2,605 円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	⇒ 2,084 円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	⇒ 4,689 円/1回を限度
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	⇒ 6,252 円/1回を限度
退院・退所加算(Ⅱ)イ	⇒ 6,252 円/1回を限度
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	⇒ 7,815 円/1回を限度
退院・退所加算(Ⅲ)	⇒ 9,378 円/1回を限度
通院時情報連携加算	⇒ 521 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	⇒ 2,084 円/月 2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	⇒ 4,168 円/月

当事業所のケアプランに位置付けた前6ヵ月(直近の3月1日~8月末日、9月1日~2月末日)の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与事業所についての利用状況・割合は別紙で説明し署名を頂きます。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりです。

◇利用料金：通常の事業の実施地域を超えた地点から運行距離1 kmあたり20円

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

◇事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

◇介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

◇選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません

5. 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持されるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	超ビジネス保険

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行います。又、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害に必要な措置を講じます。

8. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由より拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するため、みつなみ会高齢者虐待防止委員会に属し、定期的に参加するとともに、その内容を従業者へ周知します。又、指針の整備、定期的研修会の参加(年1回以上)を行います。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

10. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生や蔓延等に関する取り組みとして、委員会の出席、指針の整備、研修会の参加、訓練の実施を行います。

11. ハラスメント防止・対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 介護支援専門員
関根 仁 加藤 和枝

受付時間 月曜日～金曜日まで(祝祭日、12月30日～1月3日までを除く)
9時から18時まで

また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

(2) 第三者委員

鶴見 祥子（社会福祉法人みつなみ会 監事）

〔連絡先 TEL 0480-32-3989 宮代町国納812〕

中村 トミ子（社会福祉法人みつなみ会 元評議員）

〔連絡先 TEL 0480-32-1792 宮代町百間1-2-36〕

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宮代町役場健康介護課介護保険担当	所在地：埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1 TEL：0480-34-1111 FAX：0480-34-7820
埼玉県国民健康保険団体連合会	所在地：埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所みどりの森

事業所長（管理者） 関根 仁



説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

利用者 氏名

_____ 印

代理人 住所

(ふりがな)

代理人 氏名

_____ 印

利用者との続柄

(_____)